(26) 宮田町八番八及び八番四と宮田町八番五との境界線並びに同線を延長した線
(27) 宮田町百三十八番三、百三十三番二及び百三十一番一と宮田町八番五との境界線並びに同線を延長した線
(28) 市道新玉二十八号線の中心線
(29) 次に掲げる地点を順次結んだ線
(i) 北緯三三度五〇分三二秒・五二東経一三二度四五分五秒・四〇の地点
(ii) 北緯三三度五〇分三一秒・四一東経一三二度四五分四秒・三八の地点
(iii) 北緯三三度五〇分三一秒・四〇東経一三二度四五分三秒・八九の地点
(iv) 北緯三三度五〇分三一秒・〇二東経一三二度四五分三秒・八八の地点
(v) 北緯三三度五〇分三二秒・〇一東経一三二度四五分三秒・三六の地点
(30) 市道新玉二十九号線の南側端線
(31) 次に掲げる地点を順次結んだ線
(i) 北緯三三度五〇分三一秒・四五東経一三二度四四分五八秒・五一の地点
(ii) 北緯三三度五〇分三〇秒・八六東経一三二度四四分五八秒・六〇の地点
(iii) 北緯三三度五〇分三〇秒・八七東経一三二度四四分五八秒・九五の地点
(iv) 北緯三三度五〇分二八秒・九二東経一三二度四四分五八秒・九三の地点
(v) 北緯三三度五〇分二八秒・九七東経一三二度四四分五八秒・六一の地点
(vi) 北緯三三度五〇分二五秒・四二東経一三二度四四分五八秒・六〇の地点
(32) 市道新玉二十七号線の北側端線
(33) 市道新玉一号線の西側端線
(34) 市道新玉十三号線の西側端線
(35) 市道新玉六十二号線の南側端線
(36) 市道千舟町高岡線の南側端線
(37) 一般国道五十六号線の中心線
(38) 市道中之川通線の南側端線
(39) 市道南北二十二号線の中心線
(40) 市道東西八号線の中心線
(41) 市道鮒屋町中村橋線の中心線
(42) 市道東西七号線の中心線
(43) 市道東西六号線の中心線
(44) 御宝町百十六番二及び百十六番一と御宝町百十五番一との境界線並びに同線を延長した線
(45) 御宝町と南持田町との境界線
(46) 南持田町二十五番と南持田町二十七番一との境界線及び同線を延長した線
(47) 一般国道三百十七号線の中心線
(48) 南持田町三十四番、三十五番一及び三十五番三と南持田町三十番一との境界線並びに同線を延長した線
(49) 市道東雲三十四号線の中心線
(50) 南持田町七十番一と南持田町七十一番との境界線及び同線を延長した線
(51) 南持田町七十二番三と南持田町七十一番との境界線及び同線を延長した線
(52) 市道東雲三十号線の中心線

二　松山市の区域のうち、(1)に掲げる線と(21)に掲げる線との交会点を起点とし、次に掲げる線を順次経て起点に至る線で囲まれた区域
(1) 市道道後六十六号線の中心線
(2) 市道道後六十五号線の中心線
(3) 市道道後六十三号線の中心線
(4) 主要地方道松山北条線の中心線
(5) 南町二丁目六百八番六、六百八番五、六百八番十三、六百八番十二及び六百八番一との境界線並びに同線を延長した線
(6) 南町二丁目六百八番十及び六百九番六と同丁目六百九番一との境界線
(7) 南町二丁目六百九番五と同丁目六百九番四との境界線
(8) 市道東雲十八号線の中心線
(9) 市道道後四十四号線の中心線
(10) 市道東雲六十四号線の中心線
(11) 南町一丁目六百二十二番二及び六百二十二番一と同丁目六百二十一番二との境界線並びに同線を延長した線
(12) 南町一丁目六百二十二番一と同丁目六百十七番四との境界線
(13) 南町一丁目六百二十三番四と同丁目六百十七番四との境界線及び同線（同丁目六百二十二番一と同丁目六百二十三番四との境界線を延長した線と重複する部分を除く。）を延長した線
(14) 一般県道道後公園線の中心線
(15) 主要地方道松山北条線の中心線
(16) 市道道後六十五号線の中心線
(17) 道後町二丁目八百二十二番三、八百二十二番十、八百二十二番五及び八百二十二番六と同丁目八百十番一との境界線並びに同線を延長した線
(18) 道後町二丁目八百十五番一と同丁目八百十五番三、八百十番一及び八百十五番二との境界線
(19) 道後町二丁目八百十二番十と同丁目八百十五番二及び八百十番一との境界線
(20) 道後町二丁目八百十二番四、八百十二番一及び八百十二番六と同丁目八百十番一との境界線
(21) 道後町二丁目八百十二番六、八百十二番七及び八百十二番八と同丁目八百十番四との境界線並びに同線を延長した線

第一条の表備考第二号中「、京都南部油小路通沿道地域」を削り、同表備考第九号中「、京都駅周辺地域」を削り、同表備考に次の一号を加える。
十九　沼津駅周辺地域、京都市三条駅周辺地域、京都駅周辺・京都南部油小路通沿道地域及び松山城周辺地域　令和六年五月十九日

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　石破　茂

海上運送法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年十二月十三日

内閣総理大臣　石破　茂